

さいたま市訓令第4号

さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市立病院事務専決規程（平成13年さいたま市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(病院経営部長の専決事項)</p> <p>第11条 病院経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>副理事、次長、参事及び課長（課長相当職を含む。）</u>（以下「副理事等」という。）の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">(看護部長の専決事項)</p> <p>第14条 看護部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副看護部長（2人以上置かれる場合に限る。）<u>及び看護師長</u>の担当業務を指定すること。</p> <p>(3) 副看護部長<u>及び看護師長</u>（以下この条において「副看護部長等」という。）の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">(看護師長の専決事項)</p> <p>第15条 看護師長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 副看護師長（2人以上置かれる場合に限る。）<u>、主幹、調整幹、専門幹及び参与</u>の担当業務を指定すること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> | <p style="text-align: center;">(病院経営部長の専決事項)</p> <p>第11条 病院経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副理事、次長、参事、<u>課長（課長相当職を含む。）</u>、<u>調整幹及び参与</u>（以下「副理事等」という。）の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">(看護部長の専決事項)</p> <p>第14条 看護部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副看護部長（2人以上置かれる場合に限る。）<u>、看護師長及び調整幹</u>の担当業務を指定すること。</p> <p>(3) 副看護部長、<u>看護師長及び調整幹</u>（以下この条において「副看護部長等」という。）の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">(看護師長の専決事項)</p> <p>第15条 看護師長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 副看護師長（2人以上置かれる場合に限る。）<u>、専門幹及び主幹</u>の担当業務を指定すること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> |

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。